

要 望 書

全国市議会議長会は、平成23年度建設運輸対策について別紙のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

平成22年7月26日

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 五 本 幸 正
(富山市議会議長)

全国市議会議長会建設運輸委員会
委員長 上 谷 幸 彦
(西宮市議会議長)

目 次

1. 各種交通基盤整備の推進	1
1. 道路整備の促進について	1
2. 新幹線鉄道の整備促進について	2
3. 地域公共交通活性化及び再生の推進について	3
4. 空港整備の推進について	3
5. 港湾整備の推進について	4
2. 自然災害対策の推進	5
1. 治水対策について	5
2. 地震・津波対策について	6
3. 災害復興支援について	6
3. まちづくりの推進	8
1. 中心市街地活性化の推進について	8
2. 都市公園の整備推進について	8
3. 下水道整備の推進について	9
4. 郵便局サービスの維持について	9
4. 観光立国の推進	10
1. アクションプランの着実な推進について	10
2. 観光圏整備事業の拡充について	10

1. 各種交通基盤整備の推進

道路、鉄道、空港、港湾などの各種交通基盤は、地域相互の交流と連携を支えるとともに、住民生活や地域の経済、産業を発展させる最も重要な社会資本である。

地域格差の是正及び均衡を図り、更には救急医療や災害に備えるうえから、より一層の整備促進を図る必要がある。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 道路整備の促進について

(1) 高速自動車国道を中心とした高規格幹線道路網の整備を着実に実施するとともに、高速道路と一体となって道路交通体系を成す地域高規格道路の整備を促進すること。

また、国土建設の要として、その政策の明確な方向性を示すとともに所要財源の確保に万全を期すこと。

(2) 高速道路の新料金制度については、国土の均衡ある振興・発展を阻害することがないように全国一律の料金とすること。

(3) 高速道路の通行料金の無料化については、受益者負担の原則のほか、公共交通体系全体への影響、交通渋滞、環境への負荷などを引き続き総合的に勘案しつつ、慎重に対応

すること。

- (4) 一般国道の慢性的な交通混雑の解消等を図るため、バイパス、環状道路や4車線化などの整備を促進すること。

また、住民生活や地域経済の障害である自動車交通不能区間の早急な整備を図ること。

- (5) 一般国道及び地方道における道路橋の多くが老朽化していることから、地方自治体で管理する道路橋の点検・補修等に必要な財政措置を更に講じること。

- (6) 都市、物流拠点との交流促進や農林業等の振興に資するため、市町村道の整備を推進する「地域再生基盤強化交付金」の一層の充実を図ること。

2. 新幹線鉄道の整備促進について

- (1) 全国新幹線鉄道整備法の基本計画により定められた全国新幹線鉄道網の早期実現を図ること。

- (2) 整備新幹線の未着工区間については、整備スケジュールを明確化し、全線フル規格による一日も早い認可・着工と早期完成を図ること。

また、建設に当たっては地方負担に対する軽減措置を講じること。

- (3) 新幹線路線開通後も地域住民の足となる並行在来線の経営が成り立つよう、事業運営に対する助成等財政措置を図

ること。

3. 地域公共交通活性化及び再生の推進について

- (1) 鉄道やコミュニティバス、乗合タクシーなど住民の移動手段として欠くことのできない地域公共交通について、税制上の特例措置や地方財政措置など各種支援の拡充強化を図ること。
- (2) 「陸・海・空」の三交通体系の均衡を保つため、フェリー等の運行について、現行航路の維持存続を図るとともに、地域の実情に応じた支援策を講じること。

4. 空港整備の推進について

- (1) 地方航空路線は地域の経済発展や特色ある産業の育成に大きな効果を与えることから、路線維持のための措置を講じること。
- (2) 空港へ連絡する鉄道、道路の整備など空港への交通アクセス強化を図ることとともに、空港を拠点とした地域振興策を推進すること。
- (3) 離島への航空輸送路の維持確保を図るため、離島路線の航空機の購入・運航費の支援等、財政措置の充実を図るとともに、「離島空路整備法」（仮称）を制定すること。

5. 港湾整備の推進について

- (1) 港湾を地域経済の活性化や大規模災害に備えた防災拠点とするため、基盤整備を充実し、その機能を強化すること。
- (2) 港湾整備に当たり、地方自治体が行う岸壁築造、航路浚渫、埠頭用地創成等についての一層の支援措置を講じること。また、地元の利用が主体となっている地方港湾と第一種及び第二種漁港の整備のために交付される、港整備交付金の負担率及び補助率の嵩上げを図ること。

2. 自然災害対策の推進

近年、我が国においては、地震・台風や局地的豪雨など自然災害が多発している。特に、人口が集中する都市部においては、発生時に多くの人命にかかわる大災害となる危険性が高まっており、自然災害対策の更なる充実・強化が喫緊の課題である。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 治水対策について

- (1) 大規模豪雨の頻発や台風被害を踏まえ、災害に対する安全度を確実かつ早期に向上させるため、ハード・ソフトの連携による効率的かつ重点的な水害・土砂災害対策を図ること。
- (2) 近年の豪雨により多発する、急傾斜地の崩壊や土石流、地すべりなどから住民の生命財産を守る土砂災害防止法及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定されている各施策の一層の強化を図ること。
- (3) 洪水による大都市の大規模被害を防止するため、高規格堤防（スーパー堤防）や堤防拡張等による強化対策を推進すること。
- (4) いわゆる「ゲリラ豪雨」による都市部河川の急激な増水

や、地下街への浸水などの災害を防止、軽減するため、「下水道浸水被害軽減総合事業」の拡充強化を図ること。

2. 地震・津波対策について

- (1) 地震防災対策の各法律に基づく地震・津波対策について、各種施策の早期具現化を図るとともに、財政措置など支援制度の拡充強化を図ること。
- (2) 災害発生時において、迅速な情報収集・提供を図る、防災無線のデジタル化など各種情報通信手段の整備に係る財政支援を拡充すること。
- (3) 災害情報の把握や伝達、避難のため、高齢者などの災害弱者・要援護者を対象とした防災情報の共有化を図るとともに、防災に対する一層の広報・啓発活動を行うこと。
- (4) 庁舎、公民館等、災害時に防災拠点となる公共・公用施設などの耐震診断や耐震改修に対して、財政措置を拡充すること。併せて、民間施設・住宅家屋等についても耐震診断や耐震改修を促進するための財政措置の拡充を講じること。

3. 災害復興支援について

- (1) 被災者生活再建支援制度の対象となる住宅被害状況に、「一部損壊」を加えるとともに、対象区域の条件を緩和し、県境の山間部等の被災者についても支援の対象とすること。

- (2) 地震などで住宅が被災した場合の支援策である、「住宅応急修理制度」を拡充強化するとともに、被災住宅の再建を支援する制度を創設すること。
- (3) 「災害援護資金」については、被災者の実情に即し、償還免除要件の拡大や償還期限の再延長など制度の柔軟化を図ること。

3. まちづくりの推進

地域住民に快適で豊かな生活環境を提供する都市基盤の整備は、利便性の向上による都市再生や住環境の整備等、計画的かつ着実な推進が必要である。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 中心市街地活性化の推進について

- (1) 「中心市街地の活性化に関する法律」に基づく中心市街地活性化への取組について、更なる財政措置など各種支援の充実強化を図ること。特に、病院や福祉施設等のまちなかへの移転促進や空きビルの有効活用などを推進すること。
- (2) 中心市街地における交流拠点としての多目的広場やアーケード、駐車場等の整備に対する支援を拡充すること。

2. 都市公園の整備推進について

良好な生活環境形成のため、都市公園整備を促進する都市公園事業・緑地環境整備支援事業に対し、十分な財政措置を講じること。

また、歴史や景観など地域の特色を活用した公園設置を推進すること。

3. 下水道整備の推進について

- (1) 良好な住環境の整備に資する下水道の普及促進を図るため、普及が立ち遅れている地域の下水道整備を推進すること。
- (2) 既存の下水道施設の更新・維持補修の費用については、国庫補助対象とすること。

また、新規の下水道施設の整備については、国庫補助率の更なる嵩上げを行い、下水道事業債への依存割合を軽減すること。

4. 郵便局サービスの維持について

過疎地区等地域住民の利便性の維持のため、将来にわたり郵便・貯金・保険のサービスが一体的に、郵便局により確実に提供されるよう所要の措置を講じること。

4. 観光立国の推進

観光は、地域経済の活性化、地域間の交流人口や雇用の拡大、国際相互理解の促進など幅広い意義を持つことから、観光立国の実現に向けた振興施策を推進する必要がある。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. アクションプランの着実な推進について

「観光立国推進基本計画」の目標を達成し、観光立国を着実に実現するため、具体的な施策とスケジュールを示した「観光庁アクションプラン」を着実に推進すること。

2. 観光圏整備事業の拡充について

- (1) 滞在型観光を促進するため、地方自治体や関係団体・企業等が連携し、地域の観光圏を創造する「観光圏整備事業」の一層の充実を図ること。
- (2) 地方自治体や地域において、外国人観光客に対し案内所や各種案内板等を設置する際の支援措置を講じること。

